

令和5年度

共済組合・互助会ガイドブック



目次

I 社会保障制度と共済制度	2
II 一般社団法人山形県市町村職員互助会	4
III 共済組合のしくみ(加入資格)	6
IV 財源のあらまし	8
V 短期給付・互助会事業	11
VI 長期給付事業	14
VII 福祉事業	16
VIII 共済組合・互助会事業への手続等	23

地方公務員共済制度

～公務の能率的運営のために～

山形県市町村職員共済組合
一般社団法人山形県市町村職員互助会

I 社会保障制度と共済制度

「社会保障制度」とは

病気やケガの治療にお金がかかったり、老齢や障害、失業などで働けなくなることで収入が得られなくなるなど、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持することが困難になる場合もあります。

このように個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対して、相互に連携して支え合い、それでもなお困窮する場合には必要な生活保障を行うのが、社会保障制度の役割です。

日本の社会保障制度の概念

- ・ 憲法第25条第2項
⇒国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- ・ 社会保障制度に関する勧告（昭和25年 社会保障制度審議会）
⇒社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、死亡、老齢等の困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう。

「社会保険」とは

社会保険は「社会保障制度の一部門」であり、その目的は病気やケガ、分娩、障害、死亡、老齢等の困窮の原因に対して、保険的方法によって経済的保障の途を講じようとするものです。

健康保険や厚生年金保険のように、国や地方公共団体等が運営している保険を「公的保険」（社会保険ともいう。）、損害保険などのように民間企業が運営している保険を「私的保険」といいます。

社会保険は、一定の条件に該当すれば本人の意思にかかわらず加入しなければならないという強制加入が原則となります。加入者は、保険料を拠出し給付事由が発生したときに保険給付が行われ、加入者が多くなれば一人ひとりの負担は少なく、その分厚い救済を行うことができます。

- ・ 社会保険・・・医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、災害補償保険
- ・ 社会福祉・・・障害者、老人、児童、母子等に対する福祉 など
- ・ 公的扶助・・・生活保障
- ・ 公衆衛生・・・食品衛生、感染症 など

互助会

法律に基づき経済的保障の途を講じる社会保障制度に対し、限られた組織の会員同士が助け合うことを目的として設けられている団体として互助会があります。

1 地方公務員共済制度

地方公務員共済制度は、地方公務員法第43条を根拠とする制度です。

「山形県市町村職員共済組合」は地方公務員等共済組合法に基づいて組織され、社会保障制度の一環として相互救済の精神に基づき地方公務員とその家族の「生活の安定」と「福祉の向上」に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として設置されています。

2 共済組合の種類と事業の概要

○地方公務員の共済組合は、現在以下のよう
に設けられています。



○共済組合の事業概要

短期(医療) 給付事業

…組合員とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行います。

長期(年金) 給付事業

…被保険者(組合員)の老齢、退職、障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。

※ 共済組合の長期給付事業は、短期組合員は適用外です。

福祉事業

…組合員及び被扶養者の疾病予防や健康増進等のための保健事業、保養施設の運営、貯金、貸付及び物資事業を行います。

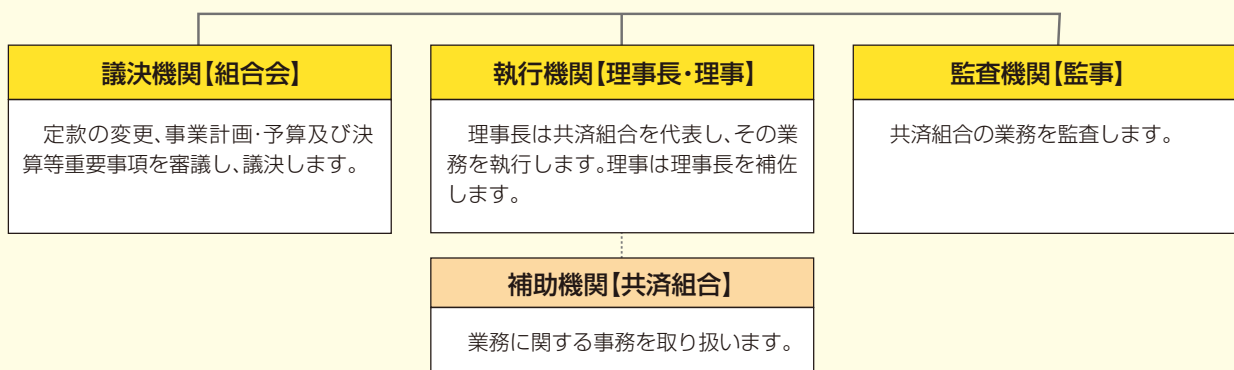
※ その他、公的年金を補完する目的で行っている福祉年金事業(「遺族附加年金事業」「積立年金事業」)があります。

※ 福祉年金事業は、短期組合員は適用外です。



3 共済組合の運営機関

○共済組合には、共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるように3つの機関が設けられています。



Ⅱ 一般社団法人山形県市町村職員互助会

一般社団法人山形県市町村職員互助会は、地方公務員法第42条に基づき、共済組合の事業をより充実及び補完するために設けられており、5つの事業を行っています。

山形県市町村職員共済組合の組合員になると、「職員会員」として互助会の会員となります。

1 互助会の運営機関

互助会は、共済組合の事業を補完するために設立されたことから、運営は共済組合と一体的に行われます。また、事業運営に必要な費用は、会員からの「掛金」と事業主である地方公共団体等からの「負担金」によって賄われています。なお、掛金は皆さまの毎月の給与から控除されます。

【互助会の機関】

議決機関：総代会（事業計画、予算、決算等の重要事項を審議し、議決します。）

議員及び役員：共済組合と同じ議員及び役員

2 互助会の事業の概要

(1) 医療給付事業【掛金事業】

◆一部負担金補助金

会員が医療機関を受診し窓口で支払った額のうち、診療月ごとに一定割合の額が支給されます。

◆家族療養補助金

会員の被扶養者が医療機関を受診し窓口で支払った額のうち、各診療月毎に一定割合の額が支給されます。

※ 給付は共済組合の短期給付と一体的に行われるため、詳細はP11・12「短期・互助会給付（病気やケガのときの医療給付のしくみ）」に掲載しています。

(2) 安心生活支援事業【掛金事業】

◆慶弔給付（結婚祝金、入学祝金、入院見舞金、弔慰金、災害見舞金）

結婚や死亡したときなどに、給付金が支給されます。

※ 給付は共済組合の短期給付と一体的に行われるため、詳細はP13・14「短期・互助会給付（各種手当金・給付金）」に掲載しています。

(3) ライフアップ事業【掛金事業】

◆ライフアップ支援事業

会員とその家族の生活が充実するよう、次の事業を実施しています。

- ・優待事業（優待施設を利用した場合に各種サービスの提供を受けられます。）
- ・金融商品講座（金融商品の種類と特徴及び運用の基礎知識等についてのセミナーを開催します。）
- ・チケット紹介及び斡旋事業（コンサート等のチケット割引情報や、特別価格の防災用品をホームページに掲載し紹介します。）
- ・市町村連携事業（市町村と連携し、景勝地等でイベントを開催します。）

(4) 健康生活支援事業【掛金・負担金事業】

◆疾病予防支援

- ・疾病予防のため、互助会が指定する医薬品等を会員が購入した場合に、費用の一部を助成します。

(5) 健康推進事業【負担金事業】

◆人間ドック助成

- ・41歳、51歳の会員が、人間ドックを受診したときに費用の一部を助成します。

◆脳ドック助成

- ・45歳以上の会員が、脳ドックを受診したときに費用の一部を助成します。

◆PET検診助成

- ・52歳以上の会員が、PET検診を受診するときに費用の一部を助成します。

◆インフルエンザ予防接種助成

- ・会員が、インフルエンザ予防接種を受けたときに費用の一部を助成します。

◆メンタルヘルス支援

- ・所属所向けメンタルヘルス支援セミナーを実施します。
- ・会員個人が申込みできるメンタルヘルス相談窓口を設置します。

◆会員研修支援

- ・会員向けの基本的なビジネスマナー（クレーム対応等）のセミナーを実施します。

※ 人間ドック助成、脳ドック助成、PET 検診助成については継続して10年以上会員資格を有することが適用条件となります。

※ 各事業の詳細については、P11－14において短期給付と併せて掲載しています。また、別途ホームページをご覧ください。



Ⅲ 共済組合のしくみ(加入資格)

1 組合員(会員)

地方公務員等共済組合法第2条第1項に定める職員となった者は、本人の意思にかかわらず職員となった日から退職又は死亡する日まで共済組合の組合員となり、同時に互助会の会員となります。

〔共済組合の組合員の範囲(地方公務員等共済組合法第2条第1項)〕

常時勤務に服することを要する地方公務員	非常勤の地方公務員
<ul style="list-style-type: none"> ・任期の定めのない常勤職員 ・任期付職員 ・再任用職員(フルタイム) ・臨時的任用職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員(フルタイム・パートタイム) ・任期付短時間職員 ・再任用職員(パートタイム) <p style="text-align: right;">※一定要件を満たした者</p>

※ 組合員には、特別職も含まれます。

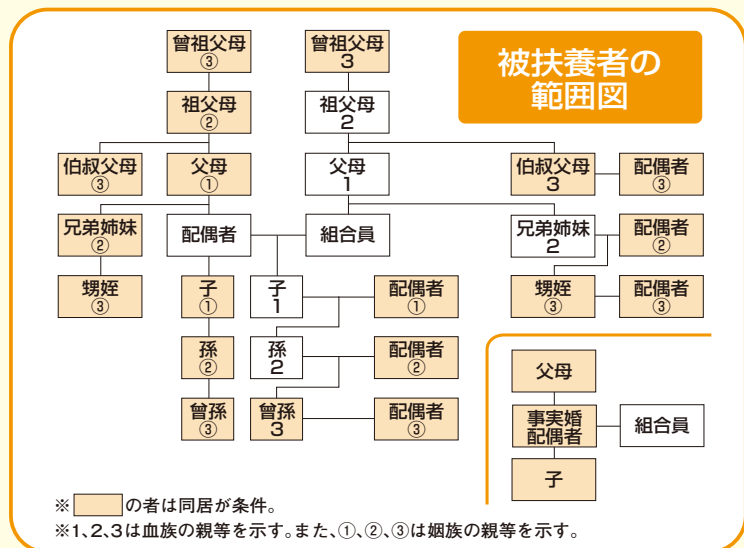
2 被扶養者

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している人は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期(医療)給付などを受けることができます。

被扶養者になることができる人は、原則として日本国内に居住する人に限られます。ただし、外国へ留学をする学生などで生活の基礎が国内にあると認められる場合は例外として被扶養者になることができます。

○被扶養者の範囲

- ア 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - イ ア以外で組合員と同一世帯に属する3親等内の親族
 - ウ 組合員と同一世帯に属する内縁の配偶者の父母及び子
- ※ イ、ウは組合員と生計を共にし、かつ、同居していることが条件



○被扶養者として認められない人

- ア 健康保険の被保険者、共済組合の組合員、後期高齢者医療被保険者又は船員保険被保険者である人(任意継続被保険者、任意継続組合員を含む。)
 - イ 日本国籍を有しない人であって「医療ビザ」又は「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人
 - ウ 年額130万円以上の恒常的な収入のある人。ただし、60歳以上で公的年金を受給している場合、又は障害を支給事由とする年金を受給している場合は180万円以上の恒常的な収入のある人(※)
- (※) 令和5年4月1日施行予定の地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正において、公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する人又は60歳以上の人について被扶養者認定基準額は180万円とされる見込み。

- エ その人について、組合員以外の人が扶養手当又はこれに該当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている場合
- オ その人について、組合員が他の人と共同で扶養しているときで、社会通念上、組合員が主たる扶養者でない場合

3 組合員証・被扶養者証

組合員及び被扶養者の資格を取得すると、「組合員証」及び「組合員被扶養者証」（以下、「組合員証」という。）が交付されます。これは、組合員及び被扶養者の資格を証明するもので、一般的に「健康保険証」のことをいい、病気やケガにより医療機関を受診する時に必要となります。

山形県市町村職員共済組合 組合員証	本人 (組合員)	令和5年4月1日交付
記号 1 2 3	番号 4 5 6 (枝番) 00	
氏名 共済 太郎	性別 男	
生年月日 平成12年6月20日		
資格取得年月日 令和5年4月1日		ジェネリック医薬品 を希望します
発行機関所在地 山形県山形市松波四丁目1番15号		
保険者番号 32060410		
名称 山形県市町村職員共済組合		

【こんなときは、すみやかに届出を】

- ・ 組合員証の紛失、破損、氏名変更及び住所変更したとき
- ・ 出産、死亡、就職及び結婚などで被扶養者に変更があったとき

【ご注意ください！】

- ・ 組合員証は、クレジットカードのようにその効力を止めることはできないため、万一事件や事故等が生じた場合は、自己責任となります。

※ 組合員証を他人に貸したり、不正に使用することは厳重に禁止されています。

4 業務用口座

業務用口座は、共済組合からの医療給付金、貸付金、共済貯金払戻金、互助会給付金などを受け取るための口座です。口座は、共済組合が指定する金融機関（山形銀行、荘内銀行、東北労働金庫）の中から1つを選択し、組合員資格取得時に登録することとなります。

※ 組合員資格取得時に登録した口座は、原則として変更はできません。

※ 資格喪失（退職）後6か月は、医療給付金が生じる場合もあるため解約はしないでください。

5 マイナンバー・個人番号カード（マイナンバーカード）

組合員及び被扶養者の資格を取得したときは、共済組合では住民基本台帳ネットワークから資格取得者の個人番号（マイナンバー）を取得（※）します。

取得した個人番号は、番号利用法に基づき地方公共団体等の行政機関や医療保険者等の情報保有機関の間で、医療や年金などの社会保障分野に関わる情報連携に利用されます。

（※） 地方公務員等共済組合法施行規程第93条及び第94条に基づき、共済組合では住民基本台帳ネットワークから加入者の個人番号を取得することが認められています。



医療機関等を受診する際には、健康保険証（組合員証）を窓口に提示しますが、令和3年10月からは事前の申請により、健康保険証の代わりにマイナンバーカードでも医療機関を受診することが可能となっています。

6 組合員及び被扶養者の個人情報管理

共済組合では、組合員と被扶養者の個人情報やマイナンバーを含む特定個人情報（以下、「個人情報等」という。）を管理しています。

これら個人情報等の取扱いについては、情報漏えいや不正使用などを防ぐため、情報セキュリティポリシー及び個人情報等に関する関係規程を遵守し、安全に管理して業務を行っています。

IV 財源のあらまし

1 掛金(保険料)・負担金

共済組合・互助会の事業は、主に組合員からの「掛金（保険料）」と事業主である地方公共団体等からの「負担金」により運営されています。

掛金は、組合員の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に、地方公務員等共済組合法に基づいて定められた掛金率（保険料率）を乗じて算出した額を、それぞれ毎月の給料及び期末手当等の支給額から控除し共済組合に納付されます。

2 掛金(保険料)率と負担金率(令和5年度)

(単位：%)

掛金率(組合員掛金率等)						負担金率(地方公共団体等負担金率)						
短期給付掛金	介護保険掛金(※)	厚生年金組合員保険料	退職等年金給付掛金	保健事業掛金	互助会事業掛金	短期給付負担金	介護保険負担金(※)	厚生年金事業主保険料	退職等年金給付負担金	経過の長期経理負担金	保健事業負担金	互助会事業負担金
4.85	0.87	9.15	0.75	0.188	0.2384	4.85	0.87	9.15	0.75	0.0099	0.188	0.1864

(※) 介護保険は、40歳以上の組合員が対象

例：標準報酬月額が200,000円（40歳未満）の場合

短期・長期（年金）・保健・互助会の掛金額合計は、毎月約30,300円となります。

負担金率には、上記に加え「特別財政調整負担金」「育児・介護休業手当金公的負担金」及び「基礎年金拠出金公的負担金」があります。

3 標準報酬制のしくみと掛金額の決定方法

掛金は、掛金（保険料）算定の基礎となる標準報酬月額又は標準期末手当等に、それぞれの事業の掛金率を乗じて決定されます。



○掛金（保険料）の算定基礎となる報酬の範囲と決定方法

(1) 標準報酬月額と標準期末手当等

標準報酬月額、標準期末手当等は、共済組合の掛金・負担金や給付の算定基礎となるもので、「標準報酬月額」は組合員の受ける報酬月額に、「標準期末手当等」は組合員の受ける期末手当等に基づき決定されます。

(2) 報酬月額

「標準報酬月額」算定の基礎となるのが「報酬月額」です。報酬月額に含まれる「報酬」の範囲は、労務の対償として支給される給料（基本給）及び諸手当です。

報酬は、その性質に応じ、「固定的給与」と「非固定的給与」に区分されます。

「固定的給与」は勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬をいいます。「非固定的給与」は勤務の実績に応じて変動する報酬をいいます。

【例】 固定的給与と非固定的給与の区分（主なもの）

報酬	固定的給与	・ 給料（給料表の給料月額） ・ 扶養手当 ・ 通勤手当 ・ 住居手当 ・ 管理職手当 など
	非固定的給与	・ 時間外勤務手当 ・ 宿日直手当 ・ 寒冷地手当 ・ 休日勤務手当 など

(3) 標準報酬月額の決定方法

標準報酬月額は、給与支給機関が算定し、共済組合は、給与支給機関から報酬についての報告を受けて決定します。

標準報酬月額は、組合員の資格を取得したときに、組合員の受ける報酬月額を標準報酬月額表に当てはめて決定し、その後は年1回決まった時期（9月）に標準報酬月額の見直しが行われるほか、報酬が大きく変動し一定の要件を満たしたときに改定されることとなります。

(4) 標準期末手当等の決定方法

標準期末手当等は、給与支給機関が算定し、共済組合は、給与支給機関から期末手当等についての報告を受けて決定します。

組合員がその月に受けた期末手当等について、1,000円未満を切り捨てた金額を標準期末手当等の金額として決定します。

ポイント

標準報酬月額が高いと、短期（医療）や長期（年金）の掛金（保険料）は比例して高い金額となります。

病気やケガ、育児等のために休業し無給となった場合には各種手当金が支給されますが、この手当金は標準報酬月額を基に計算します。

また、将来受け取る年金も標準報酬月額を基に決定されます。

○標準報酬等級

決定又は改定された標準報酬の等級及び月額は、「標準報酬決定・改定通知書」又は「給与支給明細書」等に表示されます。

なお、標準報酬の等級及び月額は、短期給付事業については1等級（58,000円）から50等級（1,390,000円）まで、厚生年金保険料については、1等級（88,000円）から32等級（650,000円）まで、退職等年金給付掛金については、1等級（88,000円）から32等級（650,000円）までが適用されます。

標準報酬等級表・掛金早見表

【参考】

(令和5年4月～)

報酬月額	標準報酬				共済組合掛金額(各経理項目の下の数字は掛金率%)							
	月額	等級			短期 4.85	介護 (40歳以上) 0.87	厚生年金 9.15	退職等年金 0.75	保健 0.188	互助会 0.2384	合計 (介護あり)	合計 (介護なし)
		短期給付等事務	長期給付	厚生年金								
円以上 円未満	円				円	円	円	円	円	円	円	円
～ 63,000	58,000	1			2,813	504			109	138	3,564	3,060
63,000～ 73,000	68,000	2			3,298	591			127	162	4,178	3,587
73,000～ 83,000	78,000	3			3,783	678			146	185	4,492	4,114
83,000～ 93,000	88,000	4	1	1	4,268	765	8,052	660	165	209	14,119	13,354
93,000～ 101,000	98,000	5	2	2	4,753	852	8,967	735	184	233	15,724	14,872
101,000～ 107,000	104,000	6	3	3	5,044	904	9,516	780	195	247	16,686	15,782
107,000～ 114,000	110,000	7	4	4	5,335	957	10,065	825	206	262	17,650	16,693
114,000～ 122,000	118,000	8	5	5	5,723	1,026	10,797	885	221	281	18,933	17,907
122,000～ 130,000	126,000	9	6	6	6,111	1,096	11,529	945	236	300	20,217	19,121
130,000～ 138,000	134,000	10	7	7	6,499	1,165	12,261	1,005	251	319	21,500	20,335
138,000～ 146,000	142,000	11	8	8	6,887	1,235	12,993	1,065	266	338	22,784	21,549
146,000～ 155,000	150,000	12	9	9	7,275	1,305	13,725	1,125	282	357	24,069	22,764
155,000～ 165,000	160,000	13	10	10	7,760	1,392	14,640	1,200	300	381	25,673	24,281
165,000～ 175,000	170,000	14	11	11	8,245	1,479	15,555	1,275	319	405	27,278	25,799
175,000～ 185,000	180,000	15	12	12	8,730	1,566	16,470	1,350	338	429	28,883	27,317
185,000～ 195,000	190,000	16	13	13	9,215	1,653	17,385	1,425	357	452	30,487	28,834
195,000～ 210,000	200,000	17	14	14	9,700	1,740	18,300	1,500	376	476	32,092	30,352
210,000～ 230,000	220,000	18	15	15	10,670	1,914	20,130	1,650	413	524	35,301	33,387
230,000～ 250,000	240,000	19	16	16	11,640	2,088	21,960	1,800	451	572	38,511	36,423
250,000～ 270,000	260,000	20	17	17	12,610	2,262	23,790	1,950	488	619	41,719	39,457
270,000～ 290,000	280,000	21	18	18	13,580	2,436	25,620	2,100	526	667	44,929	42,493
290,000～ 310,000	300,000	22	19	19	14,550	2,610	27,450	2,250	564	715	48,139	45,529
310,000～ 330,000	320,000	23	20	20	15,520	2,784	29,280	2,400	601	762	51,347	48,563
330,000～ 350,000	340,000	24	21	21	16,490	2,958	31,110	2,550	639	810	54,557	51,599
350,000～ 370,000	360,000	25	22	22	17,460	3,132	32,940	2,700	676	858	57,766	54,634
370,000～ 395,000	380,000	26	23	23	18,430	3,306	34,770	2,850	714	905	60,975	57,669
395,000～ 425,000	410,000	27	24	24	19,885	3,567	37,515	3,075	770	977	65,789	62,222
425,000～ 455,000	440,000	28	25	25	21,340	3,828	40,260	3,300	827	1,048	70,603	66,775
455,000～ 485,000	470,000	29	26	26	22,795	4,089	43,005	3,525	883	1,120	75,417	71,328
485,000～ 515,000	500,000	30	27	27	24,250	4,350	45,750	3,750	940	1,192	80,232	75,882
515,000～ 545,000	530,000	31	28	28	25,705	4,611	48,495	3,975	996	1,263	85,045	80,434
545,000～ 575,000	560,000	32	29	29	27,160	4,872	51,240	4,200	1,052	1,335	89,859	84,987
575,000～ 605,000	590,000	33	30	30	28,615	5,133	53,985	4,425	1,109	1,406	94,673	89,540
605,000～ 635,000	620,000	34	31	31	30,070	5,394	56,730	4,650	1,165	1,478	99,487	94,093
635,000～ 665,000	650,000	35	32	32	31,525	5,655	59,475	4,875	1,222	1,549	104,301	98,646
665,000～ 695,000	680,000	36			32,980	5,916			1,278	1,621	106,145	100,229
695,000～ 730,000	710,000	37			34,435	6,177			1,334	1,692	107,988	101,811
730,000～ 770,000	750,000	38			36,375	6,525			1,410	1,788	110,448	103,923
770,000～ 810,000	790,000	39			38,315	6,873			1,485	1,883	112,906	106,033
810,000～ 855,000	830,000	40			40,255	7,221			1,560	1,978	115,364	108,143
855,000～ 905,000	880,000	41			42,680	7,656			1,654	2,097	118,437	110,781
905,000～ 955,000	930,000	42			45,105	8,091			1,748	2,217	121,511	113,420
955,000～ 1,005,000	980,000	43			47,530	8,526			1,842	2,336	124,584	116,058
1,005,000～ 1,055,000	1,030,000	44			49,955	8,961			1,936	2,455	127,657	118,696
1,055,000～ 1,115,000	1,090,000	45			52,865	9,483			2,049	2,598	131,345	121,862
1,115,000～ 1,175,000	1,150,000	46			55,775	10,005			2,162	2,741	135,033	125,028
1,175,000～ 1,235,000	1,210,000	47			58,685	10,527			2,274	2,884	138,720	128,193
1,235,000～ 1,295,000	1,270,000	48			61,595	11,049			2,387	3,027	142,408	131,359
1,295,000～ 1,355,000	1,330,000	49			64,505	11,571			2,500	3,170	146,096	134,525
1,355,000～	1,390,000	50			67,415	12,093			2,613	3,313	149,784	137,691

※ 短期組合員については、合計額から厚生年金・退職等年金の掛金額を除いた額となります。

V 短期給付・互助会事業

1 短期・互助会給付の種類

短期給付には大きく分けて、法律で給付の種類や内容などが定められている「法定給付」と、共済組合が財政事情などを勘案して定款で定め、法定給付に附加して支給する「附加給付」の2つがあります。また、互助会給付では短期給付をより充実及び補完する給付事業を行っています。

短期給付		
	【法定給付】	【附加給付】
保健給付	療養の給付	一部負担金払戻金
	家族療養の給付	家族療養費附加金
	療養費	一部負担金払戻金
	家族療養費	家族療養費附加金
	訪問看護療養費	一部負担金払戻金
	家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費附加金
	入院時食事療養費	
	入院時生活療養費	
	高額療養費	
	高額介護合算療養費	
	移送費(家族移送費)	
	出産費(家族出産費)	
埋葬料	埋葬料附加金	
家族埋葬料	家族埋葬料附加金	
休業給付	傷病手当金	
	出産手当金	
	休業手当金	
	育児休業手当金	
	介護休業手当金	
災害給付	弔慰金(家族弔慰金)	
	災害見舞金	

互助会給付	
医療給付事業	一部負担金補助金
	家族療養補助金
安心生活支援事業	結婚祝金
	入学祝金
	入院見舞金
	弔慰金
	災害見舞金



2 短期・互助会給付(病気やケガのときの医療給付のしくみ)

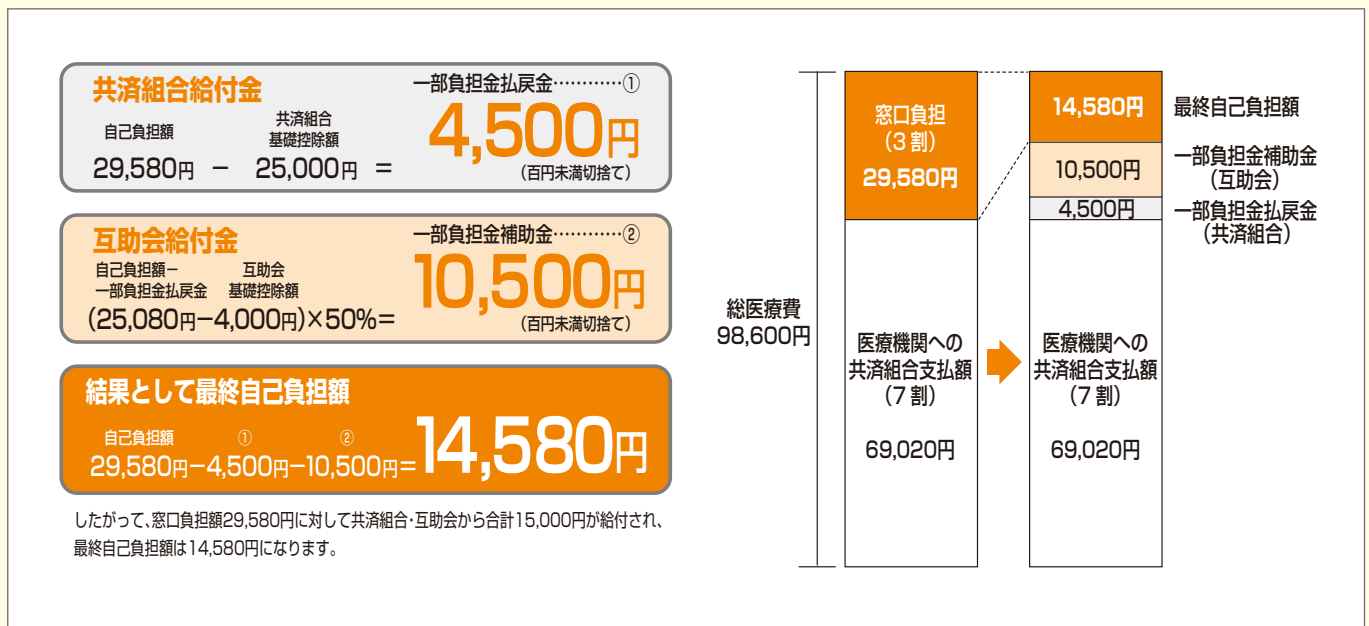
組合員や被扶養者が病気やケガをし、「組合員証」を提示して医療機関で診療を受けた場合、総医療費の3割(未就学児2割、70歳から74歳は2割)を自己負担として支払い、残りの額は共済組合が負担することになります。

その自己負担額が一定額を超えた場合には、その金額の一部を共済組合が附加給付として支給します。この一定額を基礎控除額といい、各共済組合の短期財政状況等によって決められており、当共済組合では25,000円です。

さらに、互助会では、共済組合で控除された25,000円以下の額に対しても、自己負担額4,000円を超えた額の50%を支給します。(年度で10万円が限度となります。)

(例)

ひと月の一医療機関の自己負担(医療費の3割)が29,580円(院外処方された調剤レセプトと外来レセプトを合算した額)だった場合の医療費の計算例



	共済組合の負担	一部負担(自己負担)
組合員	医療費の7割	医療費の3割
被扶養者	医療費の7割	医療費の3割

- ※ 70歳以上75歳未満の組合員又は被扶養者
共済組合の負担8割、一部負担(自己負担)2割。
一定以上所得者は、共済組合の負担7割、一部負担(自己負担)3割。
- ※ 未就学児
共済組合の負担8割、一部負担(自己負担)2割。

○こんなときには

◆交通事故などの第三者行為によるケガをした場合

組合員や被扶養者が、交通事故など第三者の行為でケガをした場合は、加害者がその損害を負担することとなりますが、このような場合でも組合員証を使用して診療を受けることができます。その場合必ず共済組合に連絡し、事故報告書等の書類を提出してください。

◆組合員証で受けられない診療

マッサージなど単なる疲労回復、美容整形、正常な出産、医師が治療上必要と認めない治療費、公務によるケガなどは組合員証を使用することはできません。

◆組合員証不携帯により診療を受けた場合

診療にかかった費用を本人が一時的に立て替え、共済組合に請求することにより、後日立替えた医療費から自己負担相当額を控除した額が組合員に支給されます。

◆医療費が高額となった場合

入院などで医療費が高額になる場合は、共済組合に「限度額適用認定証」の交付を申請し医療機関に提出することで、医療費の窓口負担を一定の金額(自己負担限度額)にとどめることができます。

また、医療機関にマイナンバーカード又は、組合員証を提示することにより、「限度額適用認定証」が不要となる場合もあります(医療機関の指示に従って申請してください)。

3 短期・互助会給付(各種手当金・給付金)

○休業したとき

病気やケガで勤務できなくなったときや、育児及び介護休業をしたときなどで報酬が支給されない場合、その間の生活費として休業給付が支給されます。

◆病気やケガで休んだとき

組合員が病気やケガ(公務、通勤災害を除く。)のため勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されないときは、「傷病手当金」が支給されます。

◆出産のため休んだとき

組合員が出産のために勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されないときは「出産手当金」が支給されます。

◆家族の病気などで休んだとき

組合員が被扶養者の病気やケガ、配偶者の出産、又は被扶養者などの結婚、葬祭、不慮の災害等の事由で欠勤し、報酬の全部又は一部が支給されないときは「休業手当金」が支給されます。

◆育児のため休んだとき

組合員が子育てのために育児休業を取り報酬が支給されないときは、原則として子が1歳に達するまでの間は「育児休業手当金」が支給されます。

◆家族を介護するため休んだとき

組合員が、常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するために休業し、報酬の全部又は一部が支給されないときは「介護休業手当金」が支給されます。

※ 雇用保険適用対象の組合員が、雇用保険法に基づく育児休業給付金、介護休業給付金を受けられるときは育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。

※ 給付金支給の日数や額の計算方法は、共済組合ホームページをご覧ください。

○出産したとき

組合員又は被扶養者が出産したときは、「出産費(家族出産費)」50万円(産科医療補償制度対象でない分娩の場合は48万8千円)が支給されます。

○結婚したとき

会員が結婚したときに「結婚祝金」が支給されます。

【互助会から】 結婚祝金 5万円

○子供が進学するとき

会員の子が小学校に入学したときに「入学祝金」が支給されます。

【互助会から】 入学祝金 1万円

○会員が入院したとき

会員が連続10日以上入院し、退院したときに「入院見舞金」が支給されます。

【互助会から】 入院見舞金 1万円(年度1回限り)

○死亡したとき

組合員(会員)が公務によらないで死亡したときは「埋葬料」と「弔慰金」が支給されます。

また、被扶養者が亡くなったときは「家族埋葬料」と「弔慰金」が支給されます。さらに埋葬料(家族埋葬料)1件につき附加金が支給されます。



◆組合員（会員）が死亡したとき

【共済組合から】 埋葬料5万円及び埋葬料附加金5万円

【互助会から】 弔慰金 10万円

◆家族が死亡したとき

・ 被扶養者の死亡

【共済組合から】 家族埋葬料5万円及び家族埋葬料附加金3万円

【互助会から】①配偶者の場合は弔慰金7万円

②配偶者以外一親等の親族の場合は弔慰金3万円

・ 被扶養者でない配偶者の死亡

【互助会から】 弔慰金7万円

・ 被扶養者ではない同居する一親等の親族の死亡

【互助会から】 弔慰金3万円

○災害に遭ったとき

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡したときは「弔慰金（家族弔慰金）」が支給されます。また、非常災害で住居や家財に被害を受けたときは「災害見舞金」が支給されます。

◆ 災害により組合員又は被扶養者が死亡したとき

【共済組合から】 弔慰金、家族弔慰金

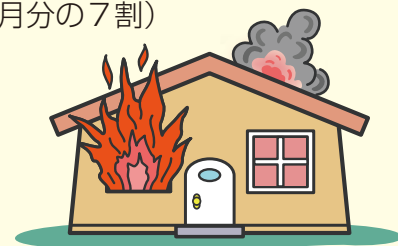
（組合員は標準報酬月額 of 1 か月分、被扶養者は標準報酬月額 of 1 か月分の7割）

◆ 災害により住居や家財などに損害を受けたとき

【共済組合から】 災害見舞金

【互助会から】 災害見舞金

（※ 被害の程度に応じて支給）



Ⅵ 長期給付事業

短期組合員は「第一号厚生年金被保険者」となりますので、共済組合の長期給付事業は適用されません。第一号厚生年金の実施機関は日本年金機構になります（P15参照）。

1 公的年金制度のしくみ

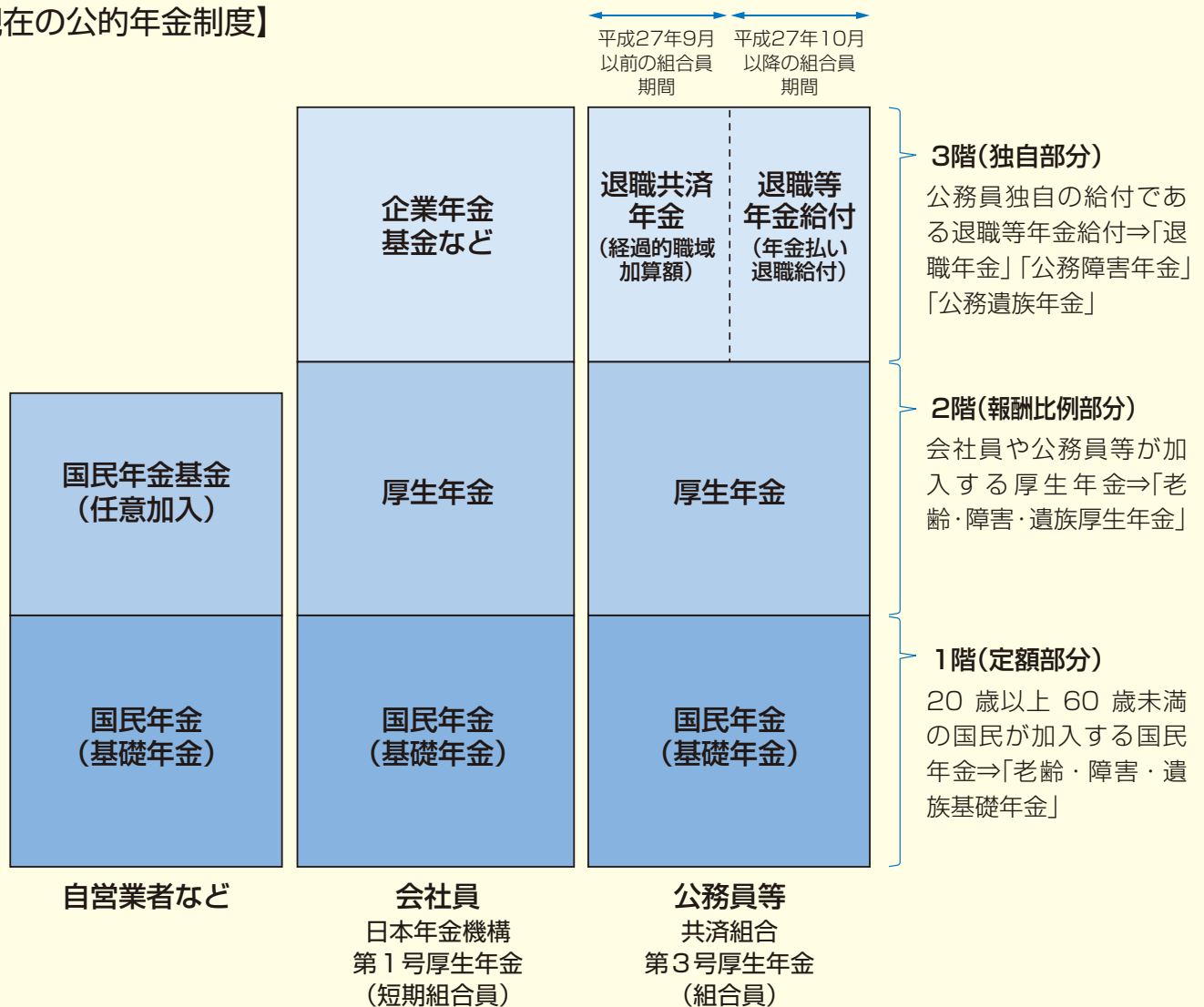
組合員が65歳に達したときや、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは不幸にして亡くなったとき、老後の生活や残された家族の生活の支えとして年金や一時金を支給する制度を長期給付といいます。

現在の公的年金制度は、1階部分として日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）、会社員や公務員等の方に2階部分として上乘せされる厚生年金があります。

さらに、3階部分として会社員は企業年金基金、公務員等は退職等年金給付（年金払い退職給付）があります。

（平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、公務員の方の2階部分の年金だった共済年金が厚生年金に統合され、3階部分の年金だった職域年金相当部分が退職共済年金（経過的職域加算額）と名前が変わり、さらに、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。

【現在の公的年金制度】



2 65歳からの年金

○組合員期間等が10年以上ある方が65歳に達すると、該当する支給要件に応じて年金が支給されます。

- ◆老齢厚生年金⇒老齢厚生年金の額は、報酬比例部分の額、経過的加算額、加給年金額の合計額です。
- ◆退職年金(退職等年金給付)⇒1年以上の引き続く組合員期間を有する組合員が退職した後に65歳に達したとき、又は65歳に達した日以後に退職したときに支給されます。
- ◇老齢基礎年金(国民年金)⇒20歳から60歳までの40年間保険料を納付した方の老齢基礎年金は、月額66,250円(67歳以下の方)となります。
(※40年に満たない場合は、保険料納付済み期間により算定)
- ◆は共済組合から支給。◇は日本年金機構から支給。

なお、公務員以外に会社員として勤務したことがある場合は、共済組合と日本年金機構から、それぞれの期間に応じた老齢厚生年金が支給されます。

3 その他の年金

- ◆障害給付(障害厚生年金、障害基礎年金)⇒障害の程度に応じて支給されます。
- ◆遺族給付(遺族厚生年金、遺族基礎年金)⇒組合員である間に死亡したとき又は老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者などが死亡したときに、遺族に対し支給されます。

4 ねんきん定期便（厚生年金）

これまでの年金加入期間、保険料納付額、老齢年金の見込額が通知されます。
⇒年 1 回、原則誕生月に通知（職場を通じて配付）

5 給付算定基礎額残高通知書（退職等年金給付）

退職等年金給付に係る年金の原資となる給付算定基礎額が通知されます。
⇒毎年6月頃（自宅に郵送）

Ⅶ 福祉事業

○福祉事業の種類

事業	内容
保健事業	組合員とその家族を対象とした健診事業、レセプト・健診等データを活用した疾病の予防及び健康対策の実施、また保養を目的とした保養施設利用助成券の発行事業
宿泊事業	宿泊施設（直営保養所むつみ荘・うしお荘）を運営する事業
貯金事業	加入者の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、利息を還元する事業
貸付事業	組合員が臨時に資金を必要とするときに、貸付けを行う事業
物資事業	共済組合と指定契約した業者から、組合員が自動車等を購入した場合に利用できる事業
福祉年金事業	自助努力による、万一（死亡・高度障害）に備えた保険の「遺族附加年金事業」と、退職後の生活安定を目的とした「積立年金事業」 ※ 短期組合員は適用外です。

1 保健事業

組合員とその家族の健康維持・管理、健康増進を図ることを目的として、疾病の予防、健康対策、保養施設利用助成等の事業を実施しています。

○保健事業の種類

事業	プログラム	メニュー	内容
健康推進事業	健（検）診プログラム	共済総合健診	<ul style="list-style-type: none"> 基本健診（特定健康診査含む） 特定保健指導 C型肝炎等検診 胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん検診
		短時間短期組合員健診	<ul style="list-style-type: none"> 基本健診（40歳以上は特定健康診査含む） 胃がん・子宮がん検診
		被扶養者等の健診（40歳～74歳）	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 特定保健指導
		婦人科検診	<ul style="list-style-type: none"> 子宮がん検診 乳がん検診
		配偶者健診助成（40歳未満）	<ul style="list-style-type: none"> 基本健診 胃がん・子宮がん検診
		歯周病検診助成	・40歳以上5歳ごとの対象受診者に対し助成
	健康づくりプログラム	生活習慣改善プログラム提供	・生活習慣病予防のための運動セミナー
健康管理情報提供		<ul style="list-style-type: none"> 検診啓発パンフレットの配付 健康管理情報誌の配付 	
レセプト・健診等データ活用		<ul style="list-style-type: none"> 所属所別現状分析表等提供 生活習慣病重症化予防事業 データヘルス報告書等発行 	
メンタルヘルスプログラム	メンタルヘルス相談	・健康ホットライン 24 時	



健康 生活 支援 事業	保養施設利用 プログラム	保養施設利用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・直営保養所利用助成（宿泊・日帰り） ・県内契約保養施設利用助成 ・県外契約保養施設利用助成 ・契約旅行会社利用助成
	生活向上支援 プログラム	健康教室	・生活習慣改善に関する講話とヨガ教室
		保健事業ガイドブック発行	・全組合員に保健事業全般の内容と保養助成券を含むガイドブックを配付
	ライフプラン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯生活充実型セミナー 35・45 ・退職準備型セミナー ・情報提供型セミナー ・ライフプランに関する情報冊子配付 	

○共済総合健診

組合員を対象に、法定健康診断を含む生活習慣病健診を行います。検査は、基本健診やがん検診などを含んで実施します。また、40歳以上74歳以下の組合員の健康診断には、特定健康診査及び特定保健指導が含まれます。

※ 一部適用されない組合員もいます。

○保養施設利用助成

保養施設利用助成は、組合員とその家族の心身のリフレッシュを図ることを目的とした事業です。直営保養所、契約保養施設等を利用する場合は次の助成が受けられます。

◆保養助成券の種類

①直営保養助成券 ※ 利用回数制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ●直営保養所(むつみ荘・うしお荘)を宿泊利用する場合 ●1泊につき5,000円の助成
②直営保養所限定日帰り助成券 ※ 年間4枚	<ul style="list-style-type: none"> ●直営保養所(むつみ荘・うしお荘)が設定する日帰りプランを利用する場合 ●1回につき1,000円の助成
③保養助成券 A・B・C ※ 年間各4枚	<ul style="list-style-type: none"> ●契約施設等を宿泊利用する場合 ●1泊につき1,500円(C券は1,000円)の助成

※ 上記①は、ホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入のうえフロントへ提出してください。

※ 上記②・③は、「保健事業ガイドブック」に付いていますので、使用時に切り取って使用してください。

◆助成対象者

組合員、被扶養者、配偶者、同居する父母及び子

※ 小学生以上が対象となります。

◆保養助成券の使用上の注意

前記のとおり、保養助成券の使用には、助成対象者の範囲や年間使用回数の制限があります。

ご使用の際は、保養助成券に記載されています使用上の注意事項をご確認ください。

令和5年度 保養助成券A（県内利用）

●本券の中の①から③まで必ずご記入ください。（記入のない場合は助成対象外です。）

助成金額	1,500円	有効期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <small>（上記期間中の宿泊利用に限る）</small>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県内契約施設（山形・秋田県内） ・県外契約施設（クラブハウス等） 	助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員 ・被扶養者 ・配偶者 ・同居の父母 ・同居の子（小学生以上の者に限る）

(1) 組合員本人情報

① 所属所名	② 組合員証 記号番号
③ 氏名	

(2) 宿泊利用者情報

④ 氏名	⑤ 性別	⑥ 年齢	⑦ 年齢	⑧ 年齢	⑨ 年齢
⑩ 性別	⑪ 性別	⑫ 性別	⑬ 性別	⑭ 性別	⑮ 性別
⑯ 性別	⑰ 性別	⑱ 性別	⑲ 性別	⑳ 性別	㉑ 性別
⑳ 性別	㉒ 性別	㉓ 性別	㉔ 性別	㉕ 性別	㉖ 性別
㉗ 性別	㉘ 性別	㉙ 性別	㉚ 性別	㉛ 性別	㉜ 性別
㉝ 性別	㉞ 性別	㉟ 性別	㊱ 性別	㊲ 性別	㊳ 性別
㊴ 性別	㊵ 性別	㊶ 性別	㊷ 性別	㊸ 性別	㊹ 性別
㊺ 性別	㊻ 性別	㊼ 性別	㊽ 性別	㊾ 性別	㊿ 性別

●本券は宿泊利用のため、下記の注意事項を確認の上、□にチェックを必ずお願いします。

下記の注意事項に同意します。

◆注意事項◆

1. 上記③組合員本人は、宿泊利用時まで山形県山形市山形市共済組合の組合員であることが必要です。
2. 上記③宿泊利用者が組合員または被扶養者の場合、フロント等に組合員証または被扶養者証の提示が必要で、それ以外が利用する場合は身分確認ができません。
3. 本券は、1泊につき1人あたり1枚の助成券を2枚以上使用できません。
4. 本券は、組合員1人につきそれぞれ年度内4枚を超えての使用はできません。
5. 本券は、宿泊料等を併せて支払われている公費出張には使用できません。
6. 本券は、旅行会社を通して山形県内の保養施設に宿泊する場合は使用できません。
7. 本券は、日帰り利用には使用できません。
8. 本券は、組合員資格喪失は使用できません。
9. 本券は、有効期間を過ぎた場合は使用できません。
10. 本券は、助成対象者以外には使用できません。また、他人に譲渡することはできません。
11. 本券は、現金及び金券に換えることができません。
12. 不備が使用があった場合は、助成金額を減額させていただきます。

継続担当者情報
宿泊利用者が対象であること及びすべての記入事項を確認

発行元
山形県山形市山形市共済組合
山形市共済センター15
TEL 023-622-5680

○健康ホットライン24時

組合員とその家族がご利用になれます。また、プライバシーが厳守されますので、安心してご利用ください。相談内容については、健康、介護、妊娠、出産、育児、メンタルヘルスなどに関すること。

電話・Web（共済組合のホームページからもアクセスできます。）・面談によるカウンセリングがご利用になれます。

24時間・年中無休・通話料無料
☎0120-023-646
(当組合専用番号)

●携帯電話からも無料で利用できます。

Webサイト先▶<https://t-pec.jp/websoudan/>

・ユーザ名:yamagata
・パスワード:32060410

○保健事業ガイドブックの配付

共済組合では、毎年全組合員に共済組合のしくみ、保健事業の詳細及び保養助成券を一冊にしたガイドブックを配付します。



2 宿泊事業

組合員とその家族の心身のリフレッシュを図ることを目的に、「赤湯温泉保養所むつみ荘」、「湯野浜温泉保養所うしお荘」を運営しています。施設の利用の際は直営保養助成申請書を提出することにより、「直営保養助成 5,000円」を受けることができ、お得に宿泊できます。

ひとときのゆとりを 赤湯温泉保養所むつみ荘



赤湯温泉保養所 **むつみ荘**

南陽市赤湯字森先 233-1

TEL 0238-43-3035

<https://www.mutsumisou.jp/>



～宿泊料金（大人お一人様 1泊2食・助成前料金）～

米沢牛コース…	16,600円～
四季旬彩コース…	14,200円～
Aコース…	12,100円～
Bコース…	10,800円～
くつろぎコース…	9,500円～

他にも各種コース・プランをご用意しています。

※ 上記料金は、平日和室3名様以上の組合員料金（税込）です。金曜・休前日及び少人数でのご利用の場合、別途割増料金が加算されます。詳しくは、むつみ荘HPをご覧ください。

日本海の潮騒にやすらぐ 湯野浜温泉保養所うしお荘

湯野浜温泉保養所 **うしお荘**

鶴岡市湯野浜一丁目 11-23

TEL 0235-75-2715

<https://www.ushiosou.net/>



～宿泊料金（大人お一人様 1泊2食・助成前料金）～

季節のグルメコース…	13,900円～
Aコース…	12,100円～
Bコース…	10,800円～
くつろぎコース…	9,000円～

他にも各種コース・プランをご用意しています。

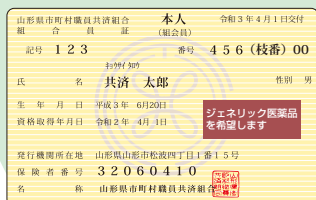
※ 上記料金は、平日和室2名様以上の組合員料金（税込）です。金曜・休前日及び少人数でのご利用の場合、別途割増料金が加算されます。詳しくは、うしお荘HPをご覧ください。



簡単！ むつみ荘・うしお荘 保養助成の受け方

① 直営保養助成申請書を当組合のホームページからダウンロードし、必要事項を記入しましょう。

② 組合員や被扶養者（※1）の方…
組合員証又は組合員被扶養者証を
準備しましょう。



③ 被扶養者でない配偶者、同居する
父母、お子さん（※1）は…
本人が確認できる身分証明書（※2）
を準備しましょう。

※1 お子さんは小学生以上が対象
となります。

※2 本人が確認できる身分証明書
とは、マイナンバーカード・運
転免許証・運転経歴証明書・
健康保険等被保険者証、介護
保険被保険者証・年金手帳・
年金証書・学生証等です。

フロントでチェックイン時に①
～③を提出・提示しましょう。

フロントでチェックイン



お一人様 **5,000 円** の
助成を受けられます。

3 貯金事業

加入者の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、利息を還元する事業です。

◆積立方法及び積立額

（毎月10日までに加入申込書を提出いただくと、翌月の給料から天引き開始となります。）

- ・ 定時積立 毎月の給料から一定額を積立（1,000 円以上限度額なし）
- ・ 賞与積立 賞与からの積立（1,000 円以上限度額なし）

※ 積立額は 1,000 円単位です。

※ 賞与積立を行うことができるのは、定時積立をしている方に限ります。

◆貯金利率（令和5年4月現在）

年 0.55%（半年複利）

※ 金利情勢等によって変更になる場合があります。

◆利息の計算と組み入れ

毎年 9 月及び 3 月の末日に計算し、その日に元金に組み入れます。

◆一部払戻し・解約

毎月10日までに共済組合に一部払い戻し・解約請求書を提出いただくと、当月の28日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に業務用口座に送金します。

◆税金の取扱い

利息に対し一律に 20.315%課税されます。ただし、身体障がい者及び一定の要件に該当する方は、他の金融機関の積立額と合わせて積立額350万円を限度に、非課税貯蓄申告制度の適用が受けられます。

該当者	提出書類
身体の不自由な人	身体障害者手帳の写し等
妻であることにより遺族年金又は寡婦年金を受けている人	年金証書の写し及び妻であることを証明する書類
児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を受けている人（児童の母）	児童扶養手当証書の写し及び母であることを証明する書類

共済貯金を始めませんか 新規加入特典あり

共済貯金は、給与からの天引きで、知らず知らずのうちにお金が貯まっています。また、利率は年0.55%と市中金融機関と比べても有利です。

※ 加入促進キャンペーン期間中、定時積立 3,000 円以上で新規加入された方に「QUO（クオ）カード 500 円券 1 枚」を進呈

4 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付けを行う事業です。（令和5年4月現在）

区分	利率(年)	貸付限度額及び条件	償還期間
普通貸付	1.26%	・給料月額6倍 (最高限度額200万円)	120月以内 (賞与併用償還可)
住宅貸付	1.26%	・組合員期間1年以上 (最高限度額1,800万円) ・組合員期間に応じた金額まで、 最低保証制度あり	360月以内 (賞与併用償還の場合は288月以内)
災害貸付	0.93%	・組合員期間に応じた金額まで、 最低保証制度あり (最高限度額1,900万円)	
在宅介護対応住宅貸付	1.00%	・組合員期間1年以上 (最高限度額300万円)	312月以内 (賞与併用償還の場合は288月以内)
特別貸付	1.26%	入学貸付	120月以内 賞与併用償還可
		結婚貸付	
		葬祭貸付	
		医療貸付	
		修学貸付	
高額医療貸付	無利息	高額療養費相当額	高額療養費から償還に充当
出産貸付	無利息	出産費又は家族出産費相当額	出産費から償還に充当

◆償還方法

毎月の給料から控除して償還
毎月の給料と賞与から控除して償還

◆申込み方法

貸付日は月1回、毎月28日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)

貸付けを希望する月の前月25日まで、所属所の共済組合事務担当課を通して、貸付申込書と添付書類を共済組合に提出してください。

※ 添付書類は、貸付事由ごとに定められています。

◆償還能力審査

次のいずれかに該当する場合は、貸付けを受けることはできません。

- ・ 毎月の償還額(他の金融機関から借入れがある場合、その償還額を含みます。)が給料月額額の30%を超えるとき
- ・ 期末手当等からの償還額(他の金融機関から借入れがあり、期末手当等から償還がある場合、その償還額を含みます。)を含む年間の償還額が年収の30%を超えるとき

※ 利率については、令和5年4月現在です。退職等年金給付の基準利率に応じて変動します。

※ 償還額は、元利均等(毎月同一額の償還)方式で給料から控除されます(賞与2倍、3倍併用償還あり)。

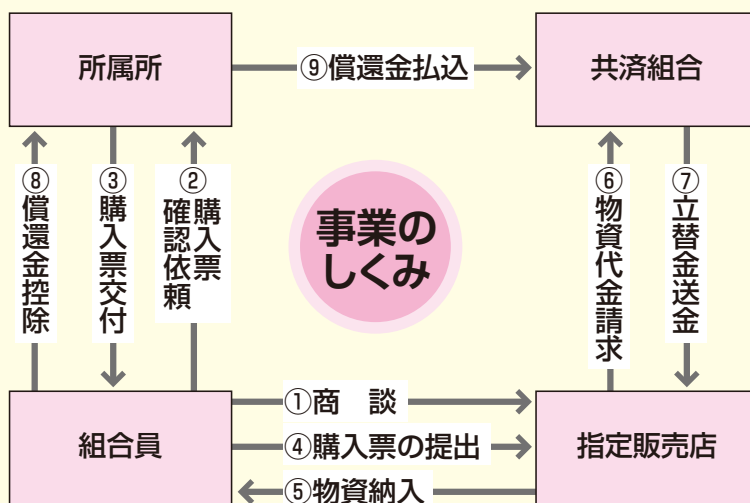
※ 再任用職員や会計年度任用職員等、任期の定めのある職員の貸付金の償還期間は、任期の定める月の範囲内となります。

5 物資事業

組合員が日常生活のうえで必要な自動車等の物資を、共済組合が指定契約した業者から店頭販売によって購入した場合、その代金を共済組合が業者に支払い、組合員は給料からの天引きによって償還する事業です。

※ 物資事業指定業者一覧については、共済組合ホームページをご覧ください。

○物資事業のしくみ



※ 共済組合から指定販売店に立替金を送金(⑦)した翌月から、償還金を控除(⑧)することになります。

○物資事業の種類等

区分	利用品目	手数料率	利用限度額	償還方法等
自動車物資	・ 普通、軽自動車 ・ オートバイ ・ 自動車部品、修理車検費用など	年1.2% (令和5年4月現在)	最高限度額 250万円	毎月の給料から天引き ※ 利用額に応じ12~72月 ※ 償還額は、元利均等(毎月同一額を償還する)方式で給料から償還 ※ 毎月の給料からと、賞与2倍、4倍併用償還あり

※ 再任用職員や会計年度任用職員等、任期の定めのある職員の立替金の償還期間は、任期の定める月の範囲内となります。

6 福祉年金事業

短期組合員は、長期（年金）給付事業の適用外のため、福祉年金事業の新規加入はできません。

○遺族附加年金事業

加入者に在職中、万一のこと（死亡又は高度障害）があった場合、遺族附加年金を支給することにより公的遺族年金を補完し、残されたご家族の生活を守ることを目的とした事業です。

共済組合が独自に保険会社と契約している新・団体定期保険のため、スケールメリットを活かしたお手頃な保険料で保障が得られます。

◆加入コース

遺族附加年金事業は、保障内容に応じてコースを選択できます。

オプション制度については、保険金額に応じたコースを選択できますが、加入は遺族附加年金事業の本体に加入している方に限ります。

◆保険期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以降、1年更新）

※ 毎年収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

◆加入申込み

毎年11月（新規加入、既加入者の内容変更可）

◆中途加入

新規採用職員等の未加入者が対象

保険期間：毎年11月から翌年3月31日（以降、4月から1年更新）

加入申込み：毎年7月

◆保険料の払込み

毎月の給料・賞与から控除して払込み

制度名称		事業の趣旨	主な制度内容
遺族附加年金事業		公的遺族年金の補完事業	現職中の死亡・高度障害を保障
オプション制度	遺族附加年金プラスコース	公的障害年金の補完事業 退職後の継続保障	・公的障害年金1級、2級の認定(受給権の取得)に連動した保障 ・死亡、高度障害を保障 ・退職後も70歳まで継続可 ただし、障害保険金、障害初期給付金は、64歳までの本人が保障の対象
	休職サポートコース	病気やケガによる長期休職時の生活補償	・所定の就業障害の場合、最長5年保険金を給付(免責90日) (※ 55～59歳の場合は、3年が限度) ・精神疾患(所定の精神障害)による就業障害の場合も最長5年保険金を給付(免責90日) (※ 55～59歳の場合は、3年が限度)
	三大疾病給付コース	三大疾病のとき [悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中] 7大疾病や上皮内新生物のとき [特約を付加した場合]	・所定の悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中の備えとして、闘病資金を確保 ・特約を付加した場合、7大疾病(※)や上皮内新生物への補償も準備 (※) 3大疾病に加えて、4疾病(重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変) ・退職後も71歳まで継続可
	給付継続コース	遺族附加年金事業内容の充実 退職後の継続保障	・死亡・高度障害を保障 ・退職後も75歳まで継続可

4月に新規採用された組合員を中心に中途加入の募集を行います。

保険期間：11月1日～翌年3月31日（以後、1年ごとに更新）

募集方法：6～7月に委託先保険会社の担当者のご案内します。

○積立年金事業

公的年金の支給開始年齢は、原則として65歳からです。

積立年金事業は、毎月の給料等から積立を行い、退職後に積立金を年金として受け取ることにより、公的年金支給までの期間の生活安定を図ることを目的とした事業です。

◆積立方法

- ・ 毎月の給料から一定額を控除して積立
1口 1,000円で、2口 2,000円以上 50口 50,000円まで
- ・ 賞与から一定額を控除して積立
1口 10,000円で、1口 10,000円以上 50口 500,000円まで

◆制度の内容

事業種類	事業内容		保険料所得控除
一般型	5年確定年金	積立金を、年金方式で5年間受け取ることができます。	一般生命保険料控除対象
個年型	10年確定年金 定額型又は1～5年厚型	積立金を、年金方式で10年間受け取ることができます。 10年間均等で受取る定額型と、1～5年目の受給額を倍にする前厚型の選択ができます。	個人年金保険料控除対象

Ⅷ 共済組合・互助会事業への手続等

共済組合の各事業への各種手続や申込みは、各所属所（市町村等）の総務課などが共済組合の事務担当課となっています。

申込みの様式等は、共済組合のホームページからダウンロードできますが、申込み内容によっては、所属所の証明印が必要な場合もありますので、詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合にお問い合わせください。

山形市松波4丁目1-15（山形県自治会館5階）
山形県市町村職員共済組合 TEL023-622-5680

共済組合(互助会)ホームページをご活用ください

当組合のホームページには、共済組合の事業内容や組合員とその家族の生活をサポートする様々な情報を掲載しています。
ぜひご活用ください。



山形県市町村職員共済組合

検索

URL <https://www.ctvkyosai-yamagata.or.jp>

山形県市町村職員共済組合

共済組合の仕組みや各種事業についてご覧いただけます。

出産したときやけがをしたときなど、状況に合わせて共済事業を掲載しています。

お知らせ

- 2023.01.26 新着記事 NEW 先着順による売却物件のご案内
- 2023.01.26 新着記事 NEW 山形県市町村職員共済組合保養所職員採用試験のご案内
- 2023.01.05 全館管理速報 各種申請書様式を更新しました
- 2022.12.01 全館管理速報 各種申請書様式を更新しました

こんなとき、こんな手続

共済だより

山形県市町村職員共済組合	本人	令和5年4月1日交付
組合員証	(組合員)	
記号 1 2 3	番号 4 5 6 (枝番) 00	
氏名 共済 太郎	性別 男	
生年月日 平成12年6月20日	ジェネリック医薬品を希望します	
資格取得年月日 令和5年4月1日		
発行機関所在地 山形県山形市松渡四丁目番15号		
保険者番号 32060410		
名称 山形県市町村職員共済組合		

ユーザID

ホームページ内の一部のページ及び以下のリンク先のページを閲覧するには、ID・パスワードの入力が必要です。

の箇所を閲覧する場合

- ・ユーザID
組合員証(健康保険証)の保険者番号(8桁)
- ・パスワード
yamagata

【遺族附加年金事業／積立年金事業】



- ・団体共通ID a0001000
- ・パスワード xovy5257

【健康ホットライン24時】



- ・ユーザ名 yamagata
- ・パスワード
組合員証(健康保険証)の保険者番号(8桁)

【地共済年金情報 Web サイト】



初回登録時にパスワードを含む内容を入力し、その後郵送される通知に記載されているユーザIDでログインしていただきます。

広報紙「共済だより やまがた」をご覧ください

当組合の広報紙「共済だより やまがた」は、事業内容等の情報提供として発行し、組合員に配付しています。

発行月：2・4・6・8・10・12(年6回)

制度の説明やセミナー等の開催状況、各係からのインフォメーション、保養所の季節ごとのイベント等、様々な分野の情報を多数掲載しています。
ぜひ、ご家族でご覧ください。

